

令和 5 年 度

第 5 回 西条市地域公共交通活性化協議会

【 報告事項 】

西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について 1

【 協議事項 】

- 1 西条市地域公共交通活性化協議会規約の改正について 2
- 2 令和 6 年度事業計画（案）・収支予算（案）について 4
- 3 西条市地域公共交通計画策定業務委託事業者選定分科会
設置要綱の制定について 9

(資料)

別紙 1 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 新旧対照表

別紙 2 デマンド型乗合タクシー運行実績

西条市地域公共交通活性化協議会規約

【報告事項】

西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について

備考欄記載のとおり、本協議会委員の変更がございましたので報告します。就任後の本協議会の委員名簿は以下のとおりです。

令和5年度 西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿

令和6年3月25日 現在

法第6条第2項に規定される構成員	役員	委員			備考
		機関・団体	役職名	氏名	
第1号	会長	西条市	副市長	越智 三義	
		西条市	市民生活部長	越野 美智子	
第2号		瀬戸内運輸株式会社	取締役運輸部長	川田 卓哉	
		せとうち周桑バス株式会社	取締役営業部長	吉岡 勉	
		一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	松本 真一	
		愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男	
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志	
		国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	矢野 裕紀	
		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	東山 健二	
第3号		西条警察署	交通課長	田崎 大貴	委嘱日：3月25日 変更事由：人事異動
		西条西警察署	交通課長	三好 史朗	委嘱日：3月25日 変更事由：人事異動
	副会長	西条市連合自治会	会長	難波江 覚	
		西条市老人クラブ連合会	会長	曾我部 壽恵廣	
		西条市連合婦人会	会長	徳永 米子	
		社会福祉法人 西条市社会福祉協議会	会長	木藤 清	
	監事	西条商工会議所	会頭	星加 隆夫	
	監事	周桑商工会	会長	渡部 英志	
		一般社団法人西条市医師会	事務長	稲井 義隆	
		瀬戸内運輸労働組合	書記長	秋川 剛	
		一般社団法人 西条市観光物産協会	副会長	伊藤 和豊	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	菊池 勝二	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	一色 利彦	
		愛媛県東予地方局 地域産業振興部	地域政策課長	松浦 和仁	
	アドバイザー		愛媛大学大学院理工学研究科	准教授	倉内 慎也
		香川高等専門学校建設環境工学科	教授	宮崎 耕輔	
		松山大学法学部法学科	准教授	甲斐 朋香	

【協議事項】

1 西条市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

西条市地域公共交通活性化協議会規約を「西条市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約（案）」のとおり改正する。

＜改正概要＞

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴う別表（第4条関係）の変更

法第6条第2項第3号中西条警察署、西条西警察署を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に、法第6条第2項第3号、西条警察署、西条西警察署を加える。

西条市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約（案）

西条市地域公共交通活性化協議会規約（平成26年制定）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

条 項	委 員
法第6条第2項第1号	西条市
法第6条第2項第2号	瀬戸内運輸株式会社
	せとうち周桑バス株式会社
	一般社団法人愛媛県バス協会
	愛媛県ハイヤー・タクシー協会
	四国旅客鉄道株式会社
	国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所
	愛媛県東予地方局建設部
法第6条第2項第3号	西条警察署
	西条西警察署
法第6条第2項第4号	西条市連合自治会
	西条市老人クラブ連合会
	西条市連合婦人会
	社会福祉法人西条市社会福祉協議会
	一般社団法人西条市医師会
	西条商工会議所

	周桑商工会
	瀬戸内運輸労働組合
	一般社団法人西条市観光物産協会
	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
	愛媛県東予地方局地域産業振興部

附 則

この規約は、令和 6 年 月 日から施行する。

(参考：改正前)

別表（第 4 条関係）

条 項	委 員
法第 6 条第 2 項第 1 号	西条市
法第 6 条第 2 項第 2 号	瀬戸内運輸株式会社
	せとうち周桑バス株式会社
	一般社団法人愛媛県バス協会
	愛媛県ハイヤー・タクシー協会
	四国旅客鉄道株式会社
	国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所
	愛媛県東予地方局建設部
法第 6 条第 2 項第 3 号	西条警察署
	西条西警察署
	西条市連合自治会
	西条市老人クラブ連合会
	西条市連合婦人会
	社会福祉法人西条市社会福祉協議会
	一般社団法人西条市医師会
	西条商工会議所
	周桑商工会
	瀬戸内運輸労働組合
	一般社団法人西条市観光物産協会
	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
	愛媛県東予地方局地域産業振興部

2 令和6年度事業計画（案）・収支予算（案）について

(1) 令和6年度事業計画（案）

西条市地域公共交通計画に基づき、持続可能な西条市の公共交通体系の構築を図ることを目的に、令和6年度の取り組みとして、以下の事業を実施する。

① 加茂地区デマンド型乗合タクシー運行

山間部の加茂地区と市街地を結ぶ地区住民の通院や買い物等の移動手段として運行を継続する。

- 対象者 加茂地区在住者
- 運行エリア 加茂地区から西条市街地の主要施設を結ぶ区域
- 運行日 毎週火曜日（藤之石・千町、川来須4回/月
荒川1回/2月）

○ 運行ダイヤ

便	(市街地→加茂)	(加茂→市街地)	予約受付締切
	出発時間	出発時間	
1便	7:30	8:30	前日 16:00
2便	14:30	15:30	当日 13:30

② 丹原地域デマンド型乗合タクシー運行

丹原地域における通院や買い物等の生活移動手段として運行を継続する。

- 対象者 丹原地域在住者
- 運行エリア 丹原地域から東予地域の一部施設を結ぶ区間
- 運行日 毎週火・水曜日
※ 楠窪及び千原地区は、火曜日と水曜日を週ごとで交互に運行する。(週1回運行)

○ 運行ダイヤ

周桑病院方面行き		保井野・楠窪・千原方面行き	
終点到着時刻	予約受付締切	起点出発時刻	予約受付締切
8:30	前日 16:00	11:30	当日 10:30
14:30	当日 11:30	16:30	当日 15:30

③ 西条地域デマンド型乗合タクシー運行

西条地域における通院や買い物等の生活移動手段として運行を継続する。

- 対 象 者 西条地域（大保木・加茂・市之川地区除く）在住者
- 運 行 エ リ ア 西条地域（大保木・加茂・市之川地区除く）
- 運 行 日 毎週火・金曜日
- 運 行 ダ イ ヤ

便	運行時刻	予約受付締切
1便	9:00	前日 16:00
2便	11:00	前日 16:00
3便	13:00	当日 10:00
4便	15:00	当日 10:00

④ 東予地域デマンド型乗合タクシー運行

東予地域における通院や買い物等の生活移動手段として令和6年10月1日から実証運行を開始する。

- 対 象 者 東予地域 {黒谷（庄内地区の一部運行区間除く）} 在住者
- 運 行 エ リ ア 東予地域 {黒谷（庄内地区の一部運行区間除く）}
- 運 行 日 毎週月・木曜日
- 運 行 ダ イ ヤ

便	運行時刻	予約受付締切
1便	9:00	前日 16:00
2便	11:00	前日 16:00
3便	13:00	当日 10:00
4便	15:00	当日 10:00

⑤ 黒谷地区デマンド型乗合タクシー運行

山間部の地区と市街地を結ぶ地区住民の通院や買い物等の移動手段として令和6年10月1日から実証運行を開始する。

- 対 象 者 黒谷（庄内地区の一部運行区間除く）在住者
- 運 行 エ リ ア 黒谷から東予地域市街地を結ぶ区域
- 運 行 日 毎週火曜日
- 運 行 ダ イ ヤ

便	運行時刻	予約受付締切
1 便	9:00	前日 16:00
2 便	15:00	当日 10:00

⑥ 山間部交通不便地域移動助成事業

山間部の交通不便地域（バス路線から離れ、交通施策の導入されていない振興山村地域）の高齢者世帯への移動時における助成事業としてタクシー利用券の交付を継続することにより、移動手段の確保を図る。

- 利 用 条 件 以下のすべての条件に該当する世帯を対象とする。
 - ・ 住民登録のある75歳以上の在宅高齢者が同居する世帯
 - ・ 振興山村の指定地域(旧加茂村、旧大保木村、旧千足山村)に居住する世帯。旧桜樹村については、丹原地域よりそいタクシーが運行していることから令和4年度から対象外。
 - ・ 路線バスのバス停から半径400m外又はバス路線から左右400m外に居住する世帯
 - ・ 市税等の滞納がない世帯
- 助 成 額 年間12,000円/世帯（額面1,000円×12枚）

⑦ 地域公共交通確保維持改善事業

市内を運行する路線バス（対象路線：西之川線）、西条地域デマンド型乗合タクシーに対し、国土交通省が実施する地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用していることから、事業実施に必要な以下の計画認定及び事業評価を実施する。

- 令和7年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定
- 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価

《地域内フィーダー系統補助の概要》

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行費用についての支援制度。

⑧ 西条市地域公共交通計画の改定

現在の西条市地域公共交通計画の計画期間が令和2年度から令和7年9月末となっていることから、令和6年度において西条市地域公共交通計画策定事業の改定を行う。

○ 「地域公共交通計画」とは

- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランであり地域公共交通活性化協議会において協議のうえ作成するものである。
- ・地域旅客運送サービス持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画。

○ 「地域公共交通計画」記載事項

- ・地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ・計画の区域
- ・計画の目標
- ・目標を達成するために行う事業・実施主体
- ・計画の達成状況の評価に関する事項
- ・計画期間
- ・その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(2) 令和6年度西条市地域公共交通活性化協議会収支予算(案)

【歳入】

(単位:円)

款 項 目	本年度予算(A)	前年度予算(B)	比較(A-B)	備考
1 負担金				
1 負担金				西条市負担金
1 負担金	16,014,000	14,116,000	1,898,000	
2 補助金				
1 補助金				
1 補助金	0	0	0	
3 繰越金				
1 繰越金				
1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入				
1 諸収入				
1 諸収入	0	0	0	
合 計	16,014,000	14,116,000	1,898,000	

【歳出】

(単位:円)

款 項 目	本年度予算(A)	前年度予算(B)	比較(A-B)	備考
1 運営費	1,566,000	1,361,000	205,000	
1 会議費				報償費、旅費
1 会議費	830,000	861,000	△ 31,000	
2 事務費				需用費、役務費
1 事務費	736,000	500,000	236,000	
2 事業費				※詳細は、下記事業費内訳参照
1 事業費				
1 事業費	14,448,000	12,755,000	1,693,000	
3 予備費				
1 予備費				
1 予備費	0	0	0	
合 計	16,014,000	14,116,000	1,898,000	

※ 事業費内訳

(単位:円)

事業名	本年度予算(A)	前年度予算(B)	差額(A-B)	備考
西条市地域公共交通計画策定支援業務委託料	2,250,000	0	2,250,000	
西条市地域公共交通再編実施支援業務委託料	0	2,530,000	△ 2,530,000	
加茂地区デマンド型乗合タクシー運行費	1,776,000	1,581,000	195,000	
丹原地域デマンド型乗合タクシー運行費	2,027,000	1,853,000	174,000	
西条地域デマンド型乗合タクシー運行費	6,544,000	6,743,000	△ 199,000	
東予地域デマンド型乗合タクシー運行費	1,589,000	0	1,589,000	
黒谷地区デマンド型乗合タクシー運行費	214,000	0	214,000	
山間部交通不便地域移動助成事業費	48,000	48,000	0	
その他	0		0	
合 計	14,448,000	12,755,000	1,693,000	

3 西条市地域公共交通計画策定業務委託事業者選定分科会設置要綱の制定について

西条市地域公共交通計画の改定に係る委託事業者を適正に選定するため、西条市地域公共交通計画策定業務委託事業者選定分科会設置要綱を次のとおり制定する。

令和6年度西条市地域公共交通計画策定支援業務
委託事業者選定分科会設置要綱（案）

（設置）

第1条 西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が実施する西条市地域公共交通計画策定支援業務の委託に当たり、その委託事業者を適正に決定するため、西条市地域公共交通活性化協議会規約（平成26年制定）第10条の規定に基づき令和6年度西条市地域公共交通計画策定支援業務委託事業者選定分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 分科会は、西条市地域公共交通計画策定支援業務の委託に係るプロポーザル応募者の提案について審査を行い、優秀な提案を選定するものとする。

（組織）

第3条 分科会は、委員4人以内で組織する。

2 分科会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 西条市副市長
- (2) 西条市連合自治会会長
- (3) 西条市市民生活部長
- (4) 有識者

（分科会長等）

第4条 分科会に会長及び副会長を置く。

2 会長は協議会の会長を、副会長は協議会の副会長をもって充てる。

3 会長は、分科会を主催する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 分科会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 分科会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見聴取等）

第6条 分科会は、その所掌事務の遂行のため必要があると認めるときは、委員以

外の出席を求め、その意見を聴取し、又は関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。